

有害鳥獣対策の充実強化について

北海道部会提出
説明担当 歌志内市

有害鳥獣については、これまで対策を講じてきているが、地球温暖化による生息環境の変化、高齢化による狩猟者の減少などにより、有害鳥獣の数は増加し、農作物に対する被害額は、平成 29 年度の状況を見ると全国においては約 164 億円、北海道内では約 46 億円となっており、依然として深刻な状況にあることから、有害鳥獣被害により国内農業従事者が事業を継続する上において深刻な事態を招いています。また、家庭菜園にも被害が及び、住民のささやかな楽しみ、生甲斐さえ奪われる事態も広がっているほか、車両との衝突事故や、熊等の大型動物によって人が危害を加えられる事件なども頻発していますが、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「鳥獣保護管理法」）の規定により、夜間の集落内への出没や人家密集地への出没の場合、銃の使用による緊急対応ができない実態にあります。

さらに、有害鳥獣の生息範囲の拡大などから、侵入防止や捕獲による鳥獣被害防止策を実施する農業者や狩猟者にとっては、大きな負担となっています。

財産のみならず身体・生命を守るためには、生態系に配慮しながら、有害鳥獣を一定数駆除する必要があると考えられるものの、捕獲後の処理にかかる負担等の課題により、有害鳥獣の個体数削減に至っていない状況にあります。

有害鳥獣駆除の促進や負担軽減、処分後の利活用並びに地域資源への転化など、有害鳥獣対策の推進について、下記の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、捕獲の強化及び処分効率化に向けた取り組みを行うこと。

また、鳥獣被害防止総合対策については、事業実施に十分な予算を確保するとともに、採択要件の緩和や鳥獣による生活環境被害対策を対象とするなど、対象事業の拡大を図ること。

さらに、交付金に係る事務の円滑化など運用改善を図ること。

- 2 安全・安心なジビエ供給体制の整備など、捕獲した鳥獣肉の利用拡大に係る施策を推進すること。

- 3 狩猟者の負担の軽減や捕獲報奨金の確保など、捕獲の担い手確保に必要な措置を講じること。
- 4 十分な管理体制を確保した上で、場所や使用条件を限定した夜間の猟銃使用を可能とするよう鳥獣保護管理法の改正を図ること。